奈良県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年三月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　施行者の名称

天理市

二　都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業天理市流域関連公共下水道

三　事業施行期間

昭和四十三年九月二十日から平成三十年三月三十一日まで

四　事業地

(一)　収用の部分

変更なし

(二)　使用の部分

昭和四十九年四月奈良県告示第七十九号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十号、昭和五十一年三月奈良県告示第六百八十三号、昭和五十四年十月奈良県告示第四百三号、昭和五十七年一月奈良県告示第六百五十二号、昭和五十八年八月奈良県告示第三百三号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百九十七号、平成二年四月奈良県告示第四十三号、平成五年十二月奈良県告示第四百八十九号、平成九年三月奈良県告示第五百五十八号、平成十二年八月奈良県告示第二百九号、平成十四年七月奈良県告示第百九十五号及び平成十九年十一月奈良県告示第三百号の事業地のうち天理市蔵之庄町、中之庄町、森本町、稲葉町、田部町、杣之内町、御経野町、柳本町、檜垣町及び遠田町地内の各一部を変更する。